

豊田市一般廃棄物処理施設利用許可の取消し等の基準に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市一般廃棄物処理施設条例（昭和37年条例第14号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定による許可の取消し等に関し、その基準等を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 行政処分 条例第6条第1項の規定による施設の利用許可の取消し又は利用の中止若しくは停止に係る命令をいう。
- (2) 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。
- (3) 一般廃棄物 法第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。
- (4) 産業廃棄物 法第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。
- (5) 搬入禁止物 産業廃棄物、市外から搬入された一般廃棄物（豊田市グリーン・クリーンふじの丘においてはみよし市内から搬入された場合を除く。）、豊田市清掃工場廃棄物処理要綱第4条第1項各号に掲げる一般廃棄物、豊田市緑のリサイクルセンター廃棄物処理要綱別表に掲げる一般廃棄物及び豊田市グリーン・クリーンふじの丘廃棄物処理要綱別表第1に掲げる一般廃棄物をいう。
- (6) 利用者 条例第4条第1項の規定により許可を受けた者をいう。

(搬入物検査)

第3条 市長は、条例第8条の規定により実施した搬入物検査において、搬入が禁じられている物の搬入が明らかになったときは、利用者に対して是正及び改善計画書（様式任意）の提出を求めることができる。

(行政処分の基準等)

第4条 行政処分に係る基準は、別表1及び別表2に定めるとおりとする。

- 2 別表1及び別表2に定める要件のいずれかに該当する場合には、豊田市一般廃棄物処理施設利用許可取消通知書（様式第1号）、豊田市一般廃棄物処理施設利用許可中止命令書（様式第2号）及び豊田市一般廃棄物処理施設利用許可停止命令書（様式第3号）により通知するものとする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月4日から施行する。

別表1（第4条関係）

行政処分要件	処分内容	処分期間
(1) 不正な手段による施設の利用許可の取得 不正な手段により条例第4条第1項の規定による許可を受けた者	利用許可の 取消し	・処分日 豊田市一般廃棄物処理施設利用 許可取消通知書を通じた日
(2) 利用資格の喪失 条例第3条各号のいずれにも該当しなくなった者		
(3) 搬入禁止物の搬入 第2条第1項第5号に規定した搬入禁止物を搬入した者で、違反内容が著しく悪質であると認められたものを同一の許可の下で合計3回行った者		
(4) 搬入禁止物の搬入 第2条第1項第5号に規定した搬入禁止物を搬入した者で、違反内容が著しく悪質であると認められたものを同一の許可の下で合計2回行った者	利用の中止 命令	・処分期間の開始日 豊田市一般廃棄物処理施設利用 許可中止命令書を通じた日 ・処分期間の終了日 改善計画書を受理した翌日から3 0日後
(5) 搬入禁止物の搬入 第2条第1項第5号に規定した搬入禁止物を搬入した者で、違反内容が著しく悪質であると認められたものを同一の許可の下で初めて行った者	利用の停止 命令	・処分期間の開始日 豊田市一般廃棄物処理施設利用 許可停止命令書を通じた日 ・処分期間の終了日 改善計画書を受理した日
(6) 搬入物検査の拒否等 正当な理由なく、搬入物検査を拒否し、又は是正及び改善計画書の提出の求めに従わなかった者		

別表2（第4条関係）

著しく悪質であると認める場合
(1) 搬入した廃棄物のうち、搬入禁止物が全体数の過半数の割合を占めている場合
(2) 市外（豊田市グリーン・クリーンふじの丘においてはみよし市内から搬入された場合を除く。）で発生した一般廃棄物を搬入した場合
(3) 建設廃棄物等を一般廃棄物と偽って搬入した場合
(4) その他市長が著しく悪質と認めた場合

様式第1号（第4条関係）

豊田市一般廃棄物処理施設利用許可取消通知書

年 月 日

様

豊田市長

豊田市一般廃棄物処理施設条例第6条第1項の規定により、豊田市一般廃棄物処理施設利用許可を次のとおり取り消します。

【対象施設】
【許可番号】
【許可取消し理由】
【備考】

教示

- この処分に不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、豊田市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分に不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、豊田市を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます。この訴訟において豊田市を代表するものは、豊田市長となります。なお、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、豊田市を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。この訴訟において豊田市を代表する者は、豊田市長となります。

様式第2号（第4条関係）

豊田市一般廃棄物処理施設利用許可中止通知書

年 月 日

様

豊田市長

豊田市一般廃棄物処理施設条例第6条第1項の規定により、豊田市一般廃棄物処理施設利用について、次のとおり中止を命じます。

【対象施設】
【許可番号】
【許可中止期間】 改善計画書が受理された翌日から 30 日
【許可中止理由】
【備考】

教示

- この処分に不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、豊田市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分に不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、豊田市を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます。この訴訟において豊田市を代表するものは、豊田市長となります。なお、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、豊田市を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。この訴訟において豊田市を代表する者は、豊田市長となります。

豊田市一般廃棄物処理施設利用許可停止通知書

年 月 日

様

豊田市長

豊田市一般廃棄物処理施設条例第6条第1項の規定により、豊田市一般廃棄物処理施設利用について、次のとおり停止を命じます。

【対象施設】
【許可番号】
【許可停止期間】 改善計画書が受理されるまで
【許可停止理由】
【備考】

教示

- この処分に不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、豊田市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分に不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、豊田市を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます。この訴訟において豊田市を代表するものは、豊田市長となります。なお、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、豊田市を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。この訴訟において豊田市を代表する者は、豊田市長となります。